

宇部労働基準監督署管内の労働災害発生状況

1 令和3年「業種別・署別・年別労働災害発生状況（令和3年10月末現在）」について

令和3年の10月末現在の労働災害発生件数は245件です。

この件数に新型コロナウイルス感染症に係る労働災害件数が56件含まれており、この56件を除くと189件となります。

この件数は、前年同時期から比べると10%増加と災害件数は多くなっており、前月比-5ポイント

10月の労働者死傷病報告で把握した災害では「転倒災害」と「動作の反動・無理な動作（いわゆる腰痛）」が多くなっており、

製造業及び建設業の災害発生件数は、これまで前年同期を上回っていましたが、10月末時点にはじめて下回りました。しかし、第三次産業については依然として前年同期を上回っていることから、主な災害発生原因となっています。転倒災害や腰痛災害の防止に努めていく必要があります。

2 電離放射線障害防止規則等について

国際放射線防護委員会（ICRP）が2011年4月に発表した「組織反応に関する声明」では、計画被ばく状況にある職業被ばくに関する水晶体の等価線量限度について、「定められた5年間の平均で20mSv/年、かついずれの1年においても50mSv/年を超えない」ことを勧告し、また、その勧告内容は、国際原子力機関（IAEA）の「放射線防護と放射線源の安全：国際基本安全基準」に取り入れられました。2018年3月に放射線審議会 眼の水晶体の放射線防護検討部会が、報告書「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」を取りまとめたことを受けて、厚生労働省では、2018年12月より眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会（座長：永井良三自治医科大学学長）を設置し、眼の水晶体に係る新たな被ばく限度等について検討を進めました。2019年9月には検討会の報告書が取りまとめられ、その内容を踏まえて、2021年4月に厚生労働省では、電離放射線障害防止規則等を改正しました。

（1）放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

（電離則第5条）

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSv および1年間につき50mSv を超えないようにしなければなりません。

（2）線量の測定および算定方法の一部変更

（電離則第8条・告示第3条）

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、1cm線量当量、3mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、1 cm 線量当量、3 mm 線量当量または 70 μ m 線量当量のうちいずれか適切なものによって行う必要があります。

- (3) 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加
(電離則第9条)

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を算定・記録・保存する必要があります。

- (4) 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更
(電離則様式第2号)

受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、「20mSv 以下の者」、「20mSv を超え 50mSv 以下の者」および「50mSv を超える者」に変わります。また、全区分の欄に「検出限界未満の者」の項目が追加されます。

- (5) 前記(1)に関する経過措置
(改正省令附則第2条)

一定の医師※については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- ・令和3年4月1日～令和5年3月31日の間1年間につき 50mSv
- ・令和5年4月1日～令和8年3月31日の間3年間につき 60mSv および1年間につき 50mSv

※放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき 100mSv を超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの